

市有財産売却
一般競争入札募集要領

令和8年3月

えびの市

目 次

募集要領	ページ
市有財産売却一般競争入札による売払いの流れ（概要）	1
1 入札物件	2
2 入札参加者の資格	2
3 現地説明会	2
4 入札の参加申請	2～3
5 入札保証金	3
6 入札	3～4
7 入札の無効	4
8 落札者の決定	4
9 契約の締結	4
10 売買代金の支払方法	4～5
11 所有権移転等	5
12 入札の中止又は延期	5
13 その他	5
●物件調書	6
●案内図	7
●現況写真	8
●登記事項証明書写し	9
●地図写し	10
●市有財産売却一般競争入札参加申請書	11
●利用計画書	12
●暴力団に関与のないことの誓約書及び調査同意書（個人用）	13
●暴力団に関与のないことの誓約書及び調査同意書（法人用）	14
●暴力団に関与のないことの誓約書及び調査同意書（個人事業主用）	15
●委任状（参加申請用）	16
●市有財産売買契約書 契約保証金払用	17～19
●市有財産売買契約書 売買代金一括払用	20～22

市有財産売却一般競争入札による売払いの流れ（概要）

1 入札参加申込

- ・受付期間 令和8年4月20日（月曜）から令和8年5月13日（水曜）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）
- ・受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- ・受付場所 えびの市役所（3階） 財産管理課
- ・郵便、電話、FAX等による申し込みはできません。

2 入札・入札保証金

- ・入札日時 令和8年5月20日（水曜）午前10時から
- ・入札会場 えびの市役所（1階） 1-1会議室（ATM近く）
- ・郵便、電子入札による入札は行いません。
- ・入札に参加される方は、入札保証金として、入札金額の100分の5以上の現金を入札当日に持参してください。
- ・落札された方の入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当します。
- ・落札されなかった方の入札保証金は、落札者決定後に還付します。

3 売買契約締結

- ・落札された方は、令和8年5月27日（水曜）までに契約してください。（土曜、日曜を除く。）午前9時から午後2時30分まで。※えびの市役所（3階）財産管理課で締結します。
- ・実印、売買契約書用の収入印紙、契約保証金（契約と同時に売買代金を一括納入される場合は必要ありません。）、売買代金（契約と同時に一括納入される場合）を必ず持参してください。
- ・契約保証金は、売買代金に充当します。

4 売買代金の支払い

売買代金は、契約保証金を納付し、後日納入する場合と契約時に一括納入する場合の2通りがあります。

※売買代金の分割払いはできません。

5 所有権移転登記

- ・所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- ・土地の所有権移転登記の手続きは、えびの市で行います。
- ・所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税等）は、落札者の負担となります。

6 手続完了

1 入札物件

種類	所在地番	地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)
土地	宮崎県えびの市大字杉水流字大平 14 番 12	宅地	1,152.46	4,380,000

※売却にあたっては、現状渡しとします。

2 入札参加者の資格

入札には個人、法人を問わず参加できますが、次のいずれかに該当する者は参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定に該当する者。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者。
- (3) 破産法による破産手続開始の申立てをされた者。
- (4) 会社法第 475 条に該当する者。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業を行おうとする者。
- (6) 国税、地方税等を滞納している者。
- (7) えびの市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者。

3 現地説明会

入札物件の現地説明会を次のとおり行います。参加を希望される方は、事前予約が必要です。

説明会実施日	令和 8 年 4 月 17 日 (金曜) から 4 月 18 日 (土曜)、4 月 19 日 (日曜)
集合場所及び時間	いずれの日も午前 10 時までに飯野地区コミュニティセンター駐車場 (えびの市大字原田 112 番地 11) にお越しください。 ※時間厳守
予約受付期間	令和 8 年 3 月 19 日 (木曜) ~4 月 16 日 (木曜) *土曜、日曜日及び祝日を除く。
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
問合せ・予約	えびの市役所 財産管理課 管財係 電話 0984-35-1120

4 入札の参加申請

入札の参加申込にあたっては、本募集要領を十分お読みのうえ、参加申請をしてください。

受付期間、場所及び方法等は次のとおりです。

受付期間	令和 8 年 4 月 20 日 (月曜) から令和 8 年 5 月 13 日 (水曜) まで *土曜、日曜日及び祝日を除く。
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
受付場所	えびの市役所 3 階 財産管理課 *電話、郵送、FAX 等による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。
申込必要書類	① 市有財産売却一般競争入札参加申請書 (暴力団に関与のないことの誓約書及び調査同意書・委任状を含む。) ② 添付書類 <input type="checkbox"/> 身分証明書 (個人及び個人事業主の方) ※市役所等の住民票を取扱っている部署

	<p>で取得できます。</p> <p><input type="checkbox"/>住民票（個人及び個人事業主の方）</p> <p><input type="checkbox"/>登記事項証明書（法人の方）</p> <p><input type="checkbox"/>印鑑登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/>委任状（個人の代理人や法人の代表者が権限を委任する場合に提出してください。）</p> <p><input type="checkbox"/>市税完納証明書（えびの市在住の方）</p>
その他	<p>(1) 申込みを受け付けた場合は、次の書類を交付します。</p> <p>①市有財産売却一般競争入札参加申請書（写し）</p> <p>②入札書及び入札用封筒</p> <p>③委任状（代理人による入札用）</p> <p>各書類については、手続き及び必要事項の記入・押印等を行ったうえ、入札当日に必ず持参してください。</p> <p>(2) 代理人により入札参加の申込みを行う場合は、委任状（本募集要領 16 ページに掲載のもの）を提出してください。</p> <p>【注】法人がその従業員に委任する場合も委任状の提出は必要です。</p>

5 入札保証金

入札参加者は、入札しようとする価格の 100 分の 5 以上の現金を入札日当日に持参してください。

※入札保証金とは、落札者が落札したにもかかわらず契約締結を行わないことにより市が被る損害に備えるもので、一時的にお預かりするお金です。

【注 1】落札者の入札保証金は、契約時に全額を契約保証金又は売買代金に充当します。ただし、落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は市に帰属し、返還はしません。

【注 2】入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。

6 入札

入札は次のとおり行います。

日時	<p>令和 8 年 5 月 20 日（水曜） 午前 10 時</p> <p>※時間に余裕を持ってお越しください。</p> <p>※入札開始時刻に遅刻した場合は、入札には参加できません。</p>
場所	えびの市役所 1 階 1-1 会議室（ATM 近く）
入札の回数	1 回
持参するもの	<p><input type="checkbox"/>市有財産売却一般競争入札参加申請書（写し）</p> <p><input type="checkbox"/>委任状（個人の代理人や法人の代表者が権限を委任する場合に提出してください。）</p> <p><input type="checkbox"/>入札書及び入札用封筒</p> <p><input type="checkbox"/>実印（代理人の場合は、代理人が委任状に押印した印鑑を持参してください。）</p> <p><input type="checkbox"/>入札保証金（入札しようとする価格の 100 分の 5 以上の現金を持参してください。）</p>

その他	<p>※入札に必要な書類は、入札参加申請時にお渡しします。</p> <p>※郵便による入札や電子入札は行っていません。</p>
-----	---

7 入札の無効

次に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者（代理人に代理人資格がない場合を含む。）の入札
- (2) 委任状が提出されていない場合の代理人による入札
- (3) 入札保証金を納付しない者の入札
- (4) 入札保証金の額が所定の額に満たない者の入札
- (5) 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名もしくは押印のない入札
- (6) 一人で2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 一人で他人の代理も兼ねて参加した者の入札又は一人で二人以上の代理をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効となります。）

※書き損じた場合は、入札書投かん前に申し出てください。新しい入札書をお渡しします。

- (9) 最低売却価格を下回る金額による入札
- (10) その他入札条件に違反した入札

8 落札者の決定

最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格の入札者をもって落札者と決定します。なお、同額の入札者がいた場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者がくじを引かないときは、市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。（くじ引きの辞退はできません。）

9 契約の締結

落札者は、令和8年5月27日（水曜）までに売買契約を締結しなければなりません。なお、売買契約書（市保管のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

○契約締結場所 えびの市役所 3階 財産管理課

午前9時から午後2時30分（土曜、日曜日を除く。）

○持参するもの 実印、収入印紙（契約書貼付用及び所有権移転登記に係る登録免許税用）

【注】落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は市に帰属することになります。

10 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りあります。

- (1) 契約時に一括納入する場合

一括納入の場合は、契約と同時に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を一括納入していただきます。（入札保証金は、全額を売買代金に充当します。）

- (2) 契約時に契約保証金を納付し、契約締結後20日以内に残金を納入する場合

（※契約保証金とは落札者が契約したにもかかわらず契約を履行しないことにより市が被る損

害に備えるものです。)

契約保証金及び売買代金の支払い方法は、次のとおりです。

①契約保証金の支払方法

ア 落札者は契約締結の際、市が発行する納付書により、契約金額（落札額）の100分の10以上の現金を契約保証金として納入してください。入札にあたって納付された入札保証金は、全額を契約保証金に充当しますので、契約締結日には、契約保証金と入札保証金との差額をご用意ください。

イ 契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

②売買代金の支払方法

ア 落札者は、市が発行する納付書により、契約締結後20日以内に売買代金を納付してください。納付済の契約保証金は、全額を売買代金に充当しますので、売買代金と契約保証金との差額を納付してください。

イ 契約保証金は、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、市に帰属することになります。

【注】契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。

ウ 売買代金の分割納入はできません。

1.1 所有権移転等

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状のままで物件引渡しがあったものとします。

所有権移転登記については、売買代金完納確認後、市が行います。また、所有権移転登記が完了次第、落札者に登記識別情報通知をお渡しします。なお、所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

【注1】共有名義で売買契約を締結した物件については、当該共有名義で所有権移転登記を行います。

【注2】落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

1.2 入札の中止又は延期

災害等の発生など、入札を実施することが適当でないと判断した場合は、入札の中止又は延期を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

1.3 その他

問合せ先 〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地
えびの市役所 財産管理課 管財係
TEL 0984-35-1120 (課直通)
FAX 0984-35-0401
E-mail zaisan@city.ebino.lg.jp

物 件 調 書

			最低売却価格	4,380,000 円
不動産の表示	所 在	宮崎県えびの市大字杉水流字大平		
	地 番	14 番 12		
	地 目	宅地		
	地 積	1,152.46 m ²		
道路と敷地との関係		幅員約 2.8mの農道に接している。(市道等には接していない。)		
法令に基づく 制 限	都市計画区域		用途地域	第 1 種及び第 2 種住居地域
	建ぺい率	60%以下	容積率	200%以下
供給処理施設の 状 況	施設の種類		状 況	事業所等
	電 気	可	地上配線	九州電力都城営業所(0120-879-560)
	上水道	有	20 mmの配管あり	えびの市水道課 (0984-45-1113)
	下水道	無		
	ガ ス	無		
公共施設等	えびの市役所 本庁		物件の西方 約 6.4 km	
	えびの市役所 飯野出張所		物件の北方 約 0.52 km	
	えびの市立飯野小学校		物件の西方 約 0.28 km	
	えびの市立飯野中学校		物件の南方 約 0.20 km	
	宮崎県立飯野高等学校		物件の南方 約 0.62 km	
	えびの郵便局		物件の南西方 約 0.89km	
	えびの市立病院		物件の南西方 約 1.00 km	
	宮崎交通路線バス 大平バス停		物件の東方 約 0.05 km	
	J R 吉都線 えびの飯野駅		物件の南西方 約 2.00 km	
	九州自動車道 えびの I C		物件の西方 約 6.60 km	
留意事項	<p>1. 物件は、建築基準法第 42 条に規定する道路に 2 m 以上接していないため、現状では建築物を建てられません。</p> <p>2. 物件は、現状での引渡しとなります。</p> <p>3. 物件敷地内に電柱（九電 267 フ 116+支線）、（NTT 麓 支 4 R1+支線）があります。電柱等の移転については、九州電力送配電(株)等と協議してください。</p> <p>※市では電柱等の移転、撤去等はしません。</p>			

案内図1 (広域)



案内図2



案内図3 (詳細)



現況写真（南側から撮影）



現況写真（北側から撮影）



登記事項証明書写し

公用 宮崎県えびの市大字杉水流14-12 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成13年3月26日	不動産番号	3523005133410
地図番号	S15-31-1 S15-31-3	筆界特定	[余白]		
所在	えびの市大字杉水流字大平				[余白]
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
14番12	宅地	1170	24	[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		管轄転属により登記 平成13年3月26日	
[余白]	[余白]	1152	46	③錯誤 国土調査による成果 〔平成17年11月9日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年12月10日 第5800号	原因 昭和55年9月10日売買 所有者 えびの市 順位4番の登記を移記
	[余白]	[余白]	管轄転属により登記 平成13年3月26日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年3月7日
宮崎県地方務局小林出張所

登記官

西久保勝之



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D35384 (2/2)

1/1

市有財産売却一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) えびの市長 様

申請者

住所

氏名

(実印)

※ 申請者が法人又は個人事業主である場合は、申請者欄の住所には「所在地」、氏名には「商号及び代表者職氏名」を記入してください。

下記の一般競争入札に参加したいので、入札公告の内容を承知して必要事項を添えて申請します。
 なお、本件入札の欠格事由に該当しないことを誓約します。

記

入札件名：市有財産 旧麓教職員住宅敷地売却

提出書類

書類名称	申請者 確認欄	えびの市 確認欄
市有財産売却一般競争入札参加申請書（かがみ）		
利用計画書		
暴力団に関与のないことの契約書及び調査同意書 （個人用・法人用・個人事業主用のうち、該当するものを提出してください。）		
身分証明書（個人及び個人事業主の方）		
住民票の写し（個人及び個人事業主の方）		
登記事項証明書（法人の方）		
印鑑登録証明書		
委任状（個人の代理人や法人の代表者が権限を委任する場合に提出してください。）		
市税完納証明書（個人及び個人事業主の方の申請でえびの市在住の方）		

利用計画書

利用目的	
利用開始予定	
<p>利用計画 （詳細）</p> <p>※必要に応じて図面等を添付してください。</p>	
<p>特記事項 （騒音の有無・排水処理その他環境対策等）</p>	
その他	

暴力団に関与のないことの誓約書及び調査同意書（個人用）

申請者について記載してください。

フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
フリガナ			

注 ・委任状を添付する場合は、受任者についても必ず記載してください。

- ・住所欄には住民票の住所を記載してください。
- ・欄が足りない場合は、この様式を複数作成し、全ての用紙に実印を押印してください。

1. えびの市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団関係者ではないことを誓約します。
2. えびの市暴力団排除条例第6条に基づき上記記載の情報をえびの警察署に照会することについて異議ありません。
3. 虚偽の記載等を行った場合には、契約の解除等がなされても異議ありません。
4. 上表の申請者等中、暴力団関係者がいる場合及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいる場合は、申請書の不受理又は契約を取り消されても異議ありません。
5. 審査の過程で追加の資料が必要となった場合は、速やかに提出します。

年 月 日

住所

氏名

(実印)

連絡先 電話番号 (

)

※収集した個人情報については、入札参加資格審査のために使用し、その他の目的には使用しません。

暴力団に関与のないことの誓約書及び調査同意書（法人用）

役員（株式会社又は有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員及び組合の理事又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。監査役含む。）及び支社、支店又は営業所に権限を委任している場合には、代表者について記載してください。

フリガナ 氏 名	役職名	生年月日	性別	住 所
フリガナ				

- 注
- ・委任状を添付する場合は、受任者についても必ず記載してください。
 - ・住所欄には住民票の住所を記載してください。
 - ・欄が足りない場合は、この様式を複数作成し全ての用紙に実印を押印してください。

1. えびの市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団関係者ではないことを誓約します。
2. えびの市暴力団排除条例第6条に基づき上記記載の情報をえびの警察署に照会することについて異議ありません。
3. 虚偽の記載等を行った場合には、契約の解除等がなされても異議ありません。
4. 上表の役員等中、暴力団関係者がいる場合及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいる場合は、申請書の不受理又は契約を取り消されても異議ありません。
5. 審査の過程で追加の資料が必要となった場合は、速やかに提出します。

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(実印)

記載責任者 職・氏名 ()

連絡先 電話番号 ()

※収集した個人情報については、入札参加資格審査のために使用し、その他の目的には使用しません。

暴力団に関与のないことの誓約書及び調査同意書（個人事業主用）

事業主及び登記された支配人について記載してください。

フリガナ 氏 名	役職名	生年月日	性別	住 所
フリガナ				

- 注 ・委任状を添付する場合は、受任者についても必ず記載してください。
 ・住所欄には住民票の住所を記載してください。
 ・欄が足りない場合は、この様式を複数作成し全ての用紙に実印を押印してください。

1. えびの市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団関係者ではないことを誓約します。
2. えびの市暴力団排除条例第6条に基づき上記記載の情報をえびの警察署に照会することについて異議ありません。
3. 虚偽の記載等を行った場合には、契約の解除等がなされても異議ありません。
4. 上表の役員等中、暴力団関係者がいる場合及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいる場合は、申請書の不受理又は契約を取り消されても異議ありません。
5. 審査の過程で追加の資料が必要となった場合は、速やかに提出します。

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(実印)

記載責任者 職・氏名 ()

連絡先 電話番号 ()

※収集した個人情報については、入札参加資格審査のために使用し、その他の目的には使用しません。

委任状（参加申請用）

代理人 住 所

氏 名 (印)

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

入札件名：市有財産 旧麓教職員住宅敷地売却

土地の表示

（所在） 宮崎県えびの市大字杉水流字大平 14 番 12

（地目） 宅地

（地積） 1,152.46 m²

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名 (実印)

(本件土地の引渡し)

第7条 前条第1項の規定により本件土地の所有権が移転したときに現状のまま引渡しがあったものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は乙に対し、一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は本件土地が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償をすることができないものとする。

(引渡しまでの滅失、損傷)

第9条 乙は、本契約締結の時から本件土地が引渡されるまでの間、乙の責に帰することができない理由により、本件土地が滅失し、又は損傷したときは、甲に対し、本件土地の修補又は売買代金の減額を請求することができる。

2 乙は、前項に定める修補が困難であり、本契約の目的を達成することができないときは、本契約を解除することができる。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が第5条に定める納入期限までに売買代金を支払わない場合において、その後遅滞なく売買代金を支払う見込みがない認めるときは、催告をせずに本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(えびの市暴力団排除条例(平成23年えびの市条例第15号)第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者が経営に実質的に関与している認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契

約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき、

3 甲は、前 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償はしない。

4 乙は、甲が第 1 項及び第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、違約金として売買代金の 20%に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(契約の費用)

第 1 1 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 1 2 条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 1 3 条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地
宮崎県えびの市
市長 中山 義彦

乙

別表

本件土地の表示			
所在	地番	地目	地積 (㎡)
宮崎県えびの市大字杉水流字大平	14 番 12	宅地	1,152.46

市有財産売買契約書

売払人 えびの市（以下「甲」という。）と買受人 契約者名（以下「乙」という。）とは、次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義に従い、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買土地）

第2条 売買する土地（以下「本件土地」という。）は、別表のとおりとする。

2 甲は、乙に本件土地を現状のまま売払うものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（売買代金の支払）

第4条 甲は、乙が納付した入札保証金を売買代金の一部として充当するものとする。

2 乙は、前条の売買代金から、入札保証金 円を差し引いた金額 円を本契約の締結と同時に甲の発行する納付書により指定された金融機関に納入しなければならない。

（所有権の移転及び登記）

第5条 本件土地の所有権は、この契約と同時に乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により本件土地の所有権が移転した後、甲に対して本件土地の所有権の移転登記に必要な書類を添えて本件土地の所有権の移転登記の請求をするものとし、甲は、その請求に基づき遅滞なく本件土地の所有権の移転登記を嘱託するものとする。

3 前項の所有権移転登記に要する費用（登録免許税等）は、乙の負担とする。

（本件土地の引渡し）

第6条 前条第1項の規定により本件土地の所有権が移転したときに現状のまま引渡しがあったものとする。

（契約不適合責任）

第7条 甲は乙に対し、一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は本件土地が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償をすることができないものとする。

（契約の解除）

第8条 甲及び乙は、相手方が本契約に定める債務を履行しない場合、相当の期間を定めた上で相手方に対して催告をし、当該期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(えびの市暴力団排除条例(平成23年えびの市条例第15号)第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者が経営に実質的に関与している認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき、

3 甲は、前2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償はしない。

4 乙は、甲が第1項及び第2項の規定により本契約を解除した場合において、違約金として売買代金の20%に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(契約の費用)

第11条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第12条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地
宮崎県えびの市
市長 中山 義彦

乙

別表

本件土地の表示			
所在	地番	地目	地積 (㎡)
宮崎県えびの市大字杉水流字大平	14 番 12	宅地	1,152.46